

雨水管整備工事に係る特別簡易型総合評価落札方式の評価方法における「同種工事」の補足説明について

3 技術資料の評価項目

A 企業の技術力

①同種工事の施工実績（過去10年間：平成26年度から令和5年度）

B 配置予定技術者の能力

①同種工事の施工実績（過去10年間：平成26年度から令和5年度）

上記評価項目A及びBの同種工事の考え方について、以下のとおり補足します。

【同種工事の補足説明】

下水道管渠工事とは、下水道法において位置づけられた下水道（雨水・汚水とも）の管渠を布設する工事です。言い換えれば、各自治体の下水道事業者（半田市の場合であれば下水道課）が発注した管渠工事となります。このため、各自治体の下水道事業者以外が発注した工事においてヒューム管や硬質塩化ビニル管など管渠の布設工事が含まれていても対象外となります。

下水道法において位置づけられた下水道（雨水・汚水とも）の管渠の布設工事（各自治体の下水道事業者発注工事）であれば、開削工法、推進工法、シールド工法、布設替え工法など、工法の種類によらず同種工事の対象とし、この場合管渠の種類（ヒューム管、硬質塩化ビニル管、FRPM管など）は問いません。ただし、既設管下水道管の更生工事、耐震工事、管路撤去工事は対象外とします。

なお、同種工事の施工実績は、平成26年度から令和5年度の期間において、同種工事を完了した実績となります。受注した実績ではありませんので、ご注意ください。

◇〔同種工事の判断例〕※○は同種工事対象、×は同種工事対象外

- ・下水道事業者発注の雨水管整備工事（開削） → ○
- ・下水道事業者発注の雨水幹線整備工事（推進） → ○
- ・下水道事業者発注の污水管整備工事（開削） → ○
- ・下水道事業者発注の污水管布設替え工事（開削） → ○
- ・下水道事業者発注の污水幹線耐震化工事 → ×
- ・下水道事業者発注の雨水管更生工事 → ×
- ・愛知県企業庁発注の工業用水管布設工事 → ×
- ・愛知用水発注の農業用水管布設工事 → ×
- ・道路管理者発注の道路改良工事における排水施設布設工 → ×
- ・水路管理者発注の水路改良工事 → ×
- ・公園管理者発注の公園整備工事におけるヒューム管布設工 → ×
- ・区画整理事業者発注の区画整理工事における横断暗渠工 → ×